

議会改革諮問会議第一次答申に係る議員研修会

平成22年5月14日(金)15:45～17:00、全員協議会室

三谷議長

ただ今から、議会改革諮問会議の第一次答申に係る議員研修会を行います。

第一次答申につきましては、先ほど、諮問会議の江藤会長から私ども正副議長のほうへ答申をいただいたところでございます。

本日は、5人の委員を代表して江藤会長にお越しいただいておりますので、その内容につきましてご説明をいただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは早速ですが、江藤会長よろしく申し上げます。

江藤会長

今、紹介にあずかりました山梨学院大学の江藤です。よろしく申し上げます。

はじめに

議会改革を早くから、しかも住民自治を進めるという方向で改革をされている三重県議会に敬意を表したいと思います。同時に今回の諮問会議の調査にあたって、議員の方々にはアンケートやヒアリングでかなり時間を取っていただきました。充実した調査ができたと思っています。本当にありがとうございました。

今回は、先ほど第一次答申というのを議長・副議長にお渡ししたところです。今、時間をいただいているのは、その中身の全てというのはなかなかいかないのですが、いくつかの重要な論点についてお話をさせていただきたいと思っております。5人いるわけですが、今日は代表しまして会長である私が報告させていただくということになっています。

経過について若干、報告しますと、10月10日に第1回の諮問会議が行われました。そこで議長から委嘱していただきまして、会議の進め方などを議論して出発しました。4月29日の第4回まで審議を重ねながら、今回の第一次答申に至っているということになります。数だけ聞くと回数が少ないのではないかと思われるかもしれませんが、この間、さまざまな現場に行きまして、いろいろヒアリングを行ったとか、答申に向けてはメールでいろいろやり合っていますので、第4回ということで、恐らく形式的なものかというふうと思われる向きもあるかもしれませんが、そういうことではなくて、この4回の会議をさらに充実させていくという意味で、その間もしっかりとそれぞれが調査研究をしながら、あるいはメールでのやり取りの中で今回の答申を作らせていただいたということになります。

レジュメを用意していますので、それを見ながらポイントを掴みたいと思います。資料1これが第一次答申になりますので、これを中心にしながらお話をさせていただきます。もう一つ、途中で全体の概要というのをお話ししますので、資料4カラーでできているのが

ありますので、これも手元に置いていただければと思います。

最初に、三重県議会というと全国の議会人や研究者は住民自治のためにさまざまな努力をされているというのは重々承知しているのですが、やはり県レベルになると、基礎自治体よりは県政に対して、あるいは県議会に対しての関心がちょっと低いというのが正直なところです。これだけ住民自治、県民の自治を巡ってさまざまに活動されているのですが、どうしても県というところの要因があるのでしょうか、ちょっと低いというのが正直な感想です。これは後ほどお話をさせていただきたいと思います。

1. 三重県議会議会改革諮問会議の意義

それでは第1のところ、これは皆さん重々ご存知だと思いますが、三重県議会議会改革諮問会議の意義ということで、3点、触れております。これは全国で初めて条例に基づいて附属機関を設置したということです。私は、権限のところについては、かなり厳しい解釈があるというのはわかりますけれど、議会の運営についての法律解釈はそれぞれの自治体ごとでいいのではないだろうかと思っております。皆さん方が議会改革諮問会議というのが総務省との解釈の違いなどを乗り越えながら、住民自治のために設置されたというのは、恐らく歴史上にもしっかりと残って、今後これが普遍化して広がっていくだろうと思っております。

2番目は、そうした議会改革を自己満足にしないで、しっかりと外部で評価しようということになっていると思います。この外部の評価ということで、私たち5人に委嘱をいただきました。これにつきましては全国的な視点でさまざまな改革や制度や先駆的な議会改革の動向なども視野に入れながら、三重県議会の動向について外部で評価しようということになっています。同時に、その評価にあたっては、そうした制度、全国的なレベルの議論とともに、関係者の意見を聞くことが大事なのではないだろうかと思っております。そういう意味では、大量な、そして多様な意見を収集、聴取することから客観的に評価しようというのが、今回の第一次答申の特徴の一つになっています。後ほどお話をしますが、議会内部の意見を聴くだけではなくて、さまざまな関係者、県民だとかNPOの人だとか、執行機関の人、あるいは三重県の市町議会の議員の方々などに直接当たって、大量の調査を行っています。これだけの調査は全国的に初めてですし、恐らく必ずできないというわけではないですが、少なくともここ数年は、あるいは10年はと言い切ってもいいかわかりませんが、これだけやりきるというのはとんでもない力が要りますから、できないのではないかと思います。事務局の努力は大変なものだったと思いますが、同時に後ほど見ていただきたいのですが、アンケート調査の資料を別冊にしているのですが、フリーアンサー、自由回答欄がすごく多いです。自由回答欄も記入されています。さまざまな項目ごとに自由回答欄が書かれています。もちろん批判もありますが、期待もあるということです。この自由回答欄というのは、それぞれの x、あるいはどこにつけるという記号式のものも大事ですが、それぞれの回答者の思いが伝わってくるのです。そういう意味

では、今回のこうしたアンケート、ヒアリングにつきましては重要な資料として、この第一次答申だけではなくて、第二次答申、最終答申に向けても積極的に使わせていただきたいと思っています。

2. 第一次答申の課題と解明できたこと

(1) 検証の方針

レジュメの2番目の第一次答申の課題と解明できたことということです。今回、この答申にあたりましては、議長からの諮問を踏まえて行っています。議長からの諮問につきましては、議会基本条例第3条に三重県議会の基本方針というのが載せられています。これは、皆さんはいつも読まれていると思いますので繰り返しません、4点挙げられています。開かれた議会、監視、政策提言、連携というものが4つほど書かれていると思いますが、その議会基本条例第3条の基本方針を中心としているのが、議長からの諮問事項でした。基本方針その他議会改革に関し、本議会がこれまで取り組んできた内容について、意見を求めるということでした。従いまして、私たちは、これに沿いながら、その制度と運用を確認するとともに、関係者から意見聴取をしながらそれを評価しようというのが、第一次答申の基本的な方向になっています。

(2) 検証のための調査結果概要

具体的にどういうことをしたのだろうかということで、先ほどお話をしました資料4ですが、数字だけ出るとなかなかそんなものかというふうに思われるかもしれませんが、少し時間があつたら、ぜひ別冊の調査結果及び自由回答欄を読んでいただくと、県民の人は、あるいは執行機関の方々、NPOの方々はこういうことを考えているのかということがわかりますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

時間の関係上、定量化されたものを中心にしながらですが、確認を取らせていただきたいと思います。資料4の県民と書かれているところを見ていただくと、「県議会の役割はあまり知られていない」というのがタイトルに出ていて、「知っていた」「少し知っていた」というのが多くて60%ぐらいありますが、「ほとんど知らなかった」という人も多いということで、あまり知られていないということが出ています。もう一つ、「県議会への関心が低い」というタイトルになっているところですが、「大いにある」「少しある」で50%は超えているのですが、今データで出ている市町村レベルの調査と比べると、これについては関心がかなり低くなっています。例えば京丹後市のところでは、市議会に関心があるというのは83%出ているんです。宮城県の名取市議会では、関心があるというのは73%くらい出ているということで、関心は50%を超えているのですけれど、それよりは低くなっています。そういうことも踏まえて、県議会への関心が低いということになります。県議会に民意が反映されているかについて、「思う」というのが0.2%、「やや思う」というのが20.4%しかないのです。「思わない」というのが53%出ているのが現実です。

ただそうは言っても、議会改革への評価は過半数が肯定的となっています。今回、県民のこの評価につきましては、アンケートをネットで取っています。行政のほうが行われているサンプルで行っていますので、そうしたネットが得意な方々、そういう意味では偏差とありますが、全住民を本当に抽出しているかどうかという疑問は残るところがありますが、そうは言っても、その母集団の中ではこういう評価が出ているということと、過半数が肯定的に議会改革を評価したということで、ちょっと安心された方もいらっしゃるかもしれませんが、これはアンケートのところにそれぞれのURLを付けて、議会改革がどんなことをやっているのかという概要を書いたところに飛ばせるようになっています。そういう意味では本当に真っさらだったらどうかということをやっと心配しますけれど、一応、今の現段階では、過半数が肯定的となっています。

黄色で囲ってあるところにつきましては、「開かれた議会改革を求める意向」というのが書いてあります。これは後ほどお話をしますが、議会の改革の方向と、住民が求める方向と若干のズレがある。若干ではないですね、大きなズレがある。情報提供の充実、意見交換の場、議会会議への参加という、いわば住民に開かれ、住民とともに歩んでいく議会を望んでいるというのが、住民の、県民のほうの意向になります。

本当は、後ほどお話するつもりでしたが、今の文脈だと、県議会の皆さんが今後の方向として出されているのは、「政策監視・評価への意向が高い」ということで、議会改革への自信は確かにあるのだけれど、「開かれた」ところは今後は8%、政策評価だとか政策提言のほうで70%を超えているということになっています。「開かれた」とことはいろいろなことをやってきたんだ。だから今後は政策立案とか監視とかがいいのだということがあるのでしょうか、住民からすると、まだまだ開かれた議会や住民とともに歩む議会もやってほしいという形が出ている。これは既にヒアリングの中でもお話をさせていただいていることです。後ほど振り返りたいと思います。

執行機関はどうか。これも回収率は確か30%ぐらいだったと思いますが、これだけ集まるというのはすごいと思っています。執行機関の職員はどう思っているか。監視機能に対する評価は、「かなり果たしている」9%、「ある程度果たしている」を合わせて60%の方は、議会は監視機能をしっかり果たしているということになっています。右側のところですが、「議会の役割を再検討する必要がある」ということもありますけれど、開かれた議会に対する評価というのは、その下に書いてありますが、「大いに評価できる」「ある程度評価できる」が56%になっています。そういう意味では、開かれたことや監視についても、執行機関は今、三重県議会のやっていることについて高く評価していることになります。ただ今後、議会がさらに二元代表制をやっているときに、会期の見直しにかかる現状認識ということであると、全体的な評価としては、「業務量は増加したが趣旨は理解でき仕方がない」が9.5%、「業務量が増加し県民への行政サービス等にも影響がある」が21.9%になっています。「会期等が見直されたが、以前とあまり変わらない」というのが28.1%になっています。以上は全体の数値ですが、「現在担当」のところと言うと、「理解はでき仕方

がない」は全体よりほぼ3倍になっています。そして「行政サービス等にも影響がある」は全体より2倍弱になっています。現実には少し評価はしてくれるのだけれども、会期の見直しにかかる現状認識については、消極的なものも増えているという形になっています。ここからは、責任を持ってバランスある対応をした議会運営が必要になってきているというのが執行機関の考え方です。もちろん執行機関の考え方を鵜呑みにする必要は全くありませんが、行政のほうからは、そういう評価になっているということです。

裏のほうを見ていただきたいと思います。こちらは県民、県議会、執行機関職員のものがありますけれど、NPO、大学、シンクタンクについても、相川委員を中心にヒアリングを行いました。県議会の議会改革の評価については、「今後も開かれてほしい」「意見交換の場が今までなかった」「戦略計画の議決対象化については心配なところもある」「もしやるならば、住民とのしっかりと結びつきを踏まえた上でやってほしい」というようなことが出ていました。県議会議員について、「特定地域や団体等の利益代表になっているので、もう少し全体のことも考えてほしい」ということになっています。県議会の政策立案の意見については、「より議会とNPO、大学が協働してやる必要がある」ということを強く提案をされています。それが右側のNPO、大学、シンクタンクのところの、県議会の政策立案についての意見として、これまであまりなかったのですけれど、「勉強会の開催」だとか、「特定のテーマで専門性を生かした議論への参加」とか、「民意把握や事例収集、調査等への支援」というのが提携できる、それが必要なのだというようなことが提案されております。特に今度、県議会との連携する際を中心は、議会全体としてやっていただかないと、なかなか動きがとれないということが、NPOや大学やシンクタンクのヒアリングの中から出てきていることです。協働はするのですが、議会全体としてかかわる、もちろん委員会としてもかかわるということはあるのですが、個別というよりは議会全体でということが出されています。

市町議会につきましては右側のところにありますけれど、交流が必要だということで、年に2～3回とか毎年1回というのが書かれています。下のほうにいくと、交流・連携内容として「県情報の共有」や「地域課題の共有」が、交流・連携のエリアとしては「広域圏」というのが大きくなっているのが、この図からおわかりいただけると思います。後ほど結論になりますけれど、市町議会との視点、特に廣瀬委員が積極的にヒアリングで回ってくださいました。アンケートも取りましたけれど、私たちが今回この市町議会というのが基本方針の交流というところも視野に入れていることはもちろんなのですが、県民の意向を市町議員を受けながらもっとよりよく聞いていこうという開かれた議会をさらに進める側面と、三重県議会は広域自治体の議会ですから、広域課題を考えるときにどのような意見を、どういう場を設定したらいいかという問題意識も同時に持っていました。広域的な自治体の議会というのがどういう議論を展開していく、どういう制度を作っていくか。結論から言いますと、まだ検討されておりません。県民の意見を、市町村議会の議員の人たちと連携することによって、ということろまでは強調しているのですが、ともか

く交流・連携の相手としては、「地元県議＋県議会」が多くなっていて、「地元県議のみ」というのは34.5%になっています。そういうことでは、県議会として広域圏での地域課題を共有していくということになっています。

こうした調査を私たちはやってきましたけれど、議会の皆さんはどのように考えているか。これは既にヒアリングのところでお話をさせていただきましたが、もう一度、戻っていただいて資料4表面の県議会のところになります。議会は既に開かれているという認識を持っています。例えば、住民参加は今までの改革の中で既に効果があったとか、個人の表決についても公開しているとかを皆さんは思われていると思いますけれど、あまりホームページで議会を見る人はいないんです。それが、皆さんが開かれた議会としているのが、県民にストンと落ちているわけではないというギャップが、こういうところからも表れているのかなと思います。一つおきますが、議会改革に対する評価は全体的に高いです。これは皆さんにアンケートをとっていただいていますのでいろんな評価があると思いますが、特に議員間討議とか市町議会との交流・連携、会期の見直しというのが全項目の平均78.1%からすると低く出ています。恐らくここを詰めていかないと今後の議会改革についても進まない可能性がある。今回は正直言いまして、これは中身を詰めた答申になっていません。次回の第二次答申、最終答申に向けての議論になってくると思います。ともかく今後の課題としては、「議員間討議」や「市町議会との交流・連携」、「会期の見直し」などの課題を残した上で、今後の方向として皆さんは、「開かれた議会」は一応、終わったと。今後は二代表制を強化しながら、監視機能と政策立案、ここが重点だということなのですが、県民の方はさらなる開かれた議会、議会への県民参加などを求めているというところが出ているのではないのでしょうか。

これが調査のエッセンスといえますか、いくつかのところしか皆さんに報告できないのですが、言わんとするのはこれだけの大量の調査をやりながら、第一次答申を書かせていただいております。

(3) 調査結果から見た調査結果概要

もう一度レジュメに戻っていただきたいと思います。

調査結果からみた議会改革の課題ということで、今、一言ずつ言うとうどういうことかということをお頭の概念図の中に入れておいていただきたいのですが。県民は、議会はもっと開かれてくれよということです。開かれて議会にも住民参加の制度をしっかり作っていく必要がある。行政の職員については、評価しているところは重々高く評価していますが、さらに責任を持って説明責任を有すると言いますか、議会に変わってほしいということです。NPO・大学については、協働する議会としてもっと連携を深めていく。議会としてNPOや大学やシンクタンクとかかわって協働する。NPOなどもそれを求めているということです。市町議会については、議会としての交流をということですが、広域課題についての共通認識を持っていこう。そのために、県議会と交流を持つ必要があ

るんだということを強調されている。三重県議会の議会人につきましては、議会改革については全体としてかなり肯定的に評価されて、議会改革については自信を持って進められているということが出ていていると思います。そういう意味では、さらなる議会改革へというのが三重県議会のアンケート及びヒアリングから出ていているということです。今お話しした、 、 、 、 が、今後の課題として出てきていると思います。

第一次答申の概要

それでは答申について少しお話をさせていただきます。資料1、これが答申になります。残念ながらこれを読むということはできませんので、ポイント、エッセンスだけを少しお話しさせていただきます。

表紙の裏に目次があります。

「はじめに」は、私が先ほどお話しした5人でやりますということと、三谷議長からの諮問事項が書かれています。今回、第一次答申を出しますということが書かれています。 「議会改革の検証にかかわる方針」は、2ページ以降に書かれています。この2ページ以降は何度もお話をしましたが、議会基本条例第3条に書かれている三重県議会の基本方針に沿って、これがどのくらい進んでいるかどうかというのを中心にしながらやろうと。そのために関係者、県民だとか、市町議会だとか、県職員を対象とすると同時に、NPOやシンクタンクや大学との調査を行う。議員自身による評価を行う。同時に全国の議会改革を行っている調査・研究だとか、全国の議論なんかも踏まえて行っていこうというふうに書かれているのが基本方針です。

今回の主要なものは「三重県議会における議会改革の検証」となっています。ページとしては6ページからです。今お話をした基本方針を基本にしていますので、概論が先にあって、4つの基本方針ごとに答申が書かれています。それを横断的に考えていくということで、事務局体制のものについて取り出して6番目として挙げて、その他として、議会の自立の問題や報酬、定数、公選職などのような議員の身分の問題などを取り上げているのが、今回の答申の基本的な方向になると思います。

6ページの概説のところを見ていただくと、 ~ のタイトルだけ読んでもわかると思います。まず ですが、議会全体への評価は高く、改革については賛同してくれたけれど、関心はさほど高くないという結果が出ています。先ほど、議会への関心は51.3%と言いました。でも評価は高いということです。このギャップがありますが、関心についてさらに持ってもらうためにはどうしたらいいか。

議会改革の取組方向について、県民との意識に違いがあると書かれていますが、先ほども何度も繰り返しましたが、三重県議会はいろんな開かれた議会改革を行われていると思います。それが県民にはまだ伝わっているわけではないのです。ここのところをどのようにさらに追及していくかというのも今後の課題として重要になってくると思います。従いまして、私たちがこの中で特に強調しているのは、議会の出前講座をさらに一般化して

いく。学校だけではなくてという提案などもここでさせていただいています。

7ページの ですが、これは、私たちが議会改革をすればいいということではなくて、それが県民の福祉にどういうふうにつながっているかどうか。これが検証できないんです。なかなか今のところはできていません。議会改革が本当に県民の福祉にどうつながっているかということも今後考えたい。いくつかのところでは議会改革というのが内部の知事部局と議会との権限争いだけじゃないかと、揶揄する見解なんかも時々聞かれています。そうではなく、議会改革をすることが住民の福祉に直結するんだということについても今後、検討していきたいと思っています。

8ページになりますが、広域自治体議会の役割についての検討ということになります。いろんなヒアリングの中で、いろんな改革をやっていますが、特に広域自治体としての役割、位置付けについての検討というのが、これまであまり強くなかったのではないだろうか。広域自治体の側面というのは、住民に開かれ、二代表制を実現する。議員同士が議論するということが重要ですが、他の自治体と基礎自治体とでもやることです。広域という特徴をどのように生かしたらいいかどうかということも今後検討すべきなのではないかということも書かせていただいています。

二代表制につきましては、私はかなりショックなんです。県民の人は「知っていた」が61.3%です。県職員のアンケートでは、二代表制について63.7%しか知らないということですが、一応3分の2程度は知っている。ここまではいいのですが、議会基本条例について知っているかということ、県の職員については79.4%でいいのですが、県民は26.7%しか自治体の憲法である議会基本条例について知らないと出ています。もちろん県民自身の問題もたくさんあるかもしれませんが、議会として常にこれを意識した運営ということをもっと発信していかないと、今後の地域民主主義の実現にとっては問題を残しているのではないかと思っています。

もう一つ今回説明されていなくて課題だけ出ているのですが、会期制の見直しだとか、2会期制をやったことによって、あるいは議員間の討議を行うことによって、議員の活動時間、議会の活動時間は増えています。そういうときに議会活動と会派活動と議員活動、もう少し具体的に言うと、地元の活動との関係とかを上手くシステム化することが今後必要だという課題は出していますが、今回の答申の中には、こういうふうにするべきだということはありません。さらに調査研究をしながら、という形になっています。

3. 第一次答申の提案

項目ごとに開かれた議会等についてお話ししたいところもあるのですが、ぜひこれについては読めばわかりますので、私のほうから、違う角度からちょっとお話をさせていただきたいのが、レジユメの第一次答申の提案ということになります。既に第一次答申の案の段階から皆さんにも若干、報告をしたりしているので、それは皆さん頭の中に入られているかもしれませんが、ちょっとアングルを変えながら項目を作らせていただきました。

(1) 住民と歩む議会

一つは住民と歩む議会というのでできているかどうか。今後どういう課題があるかという話をさせていただきますと、広聴広報機能はさらに充実させるというのは一般的ですが、1点目、議会出前講座の一般化、今の学校だけではなくて一般化します。だから住民団体とか、NPOにも議会出前講座の一般化を行う必要があるという提案をさせていただいています。

住民と歩む議会でいうと2点目は、市町議会との定期的な交流というのも提案させていただいています。広聴広報機能をさらに充実させるとともに、具体的には議会出前講座の一般化とか、市町議会との交流ということを強調しています。

(2) 執行機関と競争する議会

これは監視のところと政策立案のところになると思いますが、委員会の充実などです。例えば予算決算常任委員会をさらに充実したものにする。常任委員会についても1年で終わりではなくて、数年やるべきではないか。あるいは翌年につなげていくような、関連付けているような常任委員会活動が必要なのではないか。そういう意味では委員会の充実ということも提案しています。あるいは特別委員会の中でも、整合性を持った特別委員会の設置なども提案しています。

さらには調査機関の設置とか検討会議、これが上手く効いていたということがありますから、恒常的に調査機関の設置や検討会の充実などもあると思います。NPOや大学との連携によって監視機能や政策立案機能を重視していくという提案もさせていただいています。

ただ今後、ここで解明されていない今後の課題として残っているのは、会期制の問題です。皆さんのところでも調査を行って、会期等の見直しに関する検証検討結果報告もいただいています。2会期制を前提にしているという読み方しか私たちにできなくて、主旨を生かしていくとすれば、通年という可能性もあるかもしれないという検討課題はここに出しております。

重要事項の議決事件、地方自治法96条2項というのを使われて戦略計画も議決事件に追加されたのだと思いますが、これについて執行機関とよく話した上でと、ちょっと曖昧な規定をしていますが、今後、都道府県レベルはあまり影響はないと思いますが、市町村レベルについては今、国会にかかっている地方自治法の一部改正においては、基本構想を議会の議決を得て策定しなければならないという2条4項が削除されました。従いまして、基本構想だとか総合計画は作ったとしても、議会の議決にしない市町村も増えてくると思います。今、市町村も含めて自治体が今後この財政危機を乗り切るためには、ある程度の地域計画をしっかりとっていく必要があるといったときに、この96条2項でいいかどうか。第一次答申ではそこまで書いていないのですが、その議論は今後、必要になってくるかもしれないと思っています。さらにそうしたことをやっていく上では、先ほど言いまし

た議会活動、議員活動、地元の活動、会派活動などの関連も今後の課題としてあると思っています。

(3) 討議する議会

討議する議会の中も、今後の課題として、会派拘束ということについての検討を私たちもさせていただきたいと思います。討議する時間がない、会議をする時間がないということとともに、会派拘束によって討議が上手くいかないのではないだろうかなどのようなものです。アンケートの中でしたか、慣れていない、論点が明確でわかり難いという答えも出ているんです。これについて第一次答申は厳しく言っています。こういう議論になっているのは嘆かわしいという失礼な書き方もしていますが、議員として討議するということを中心にして、議会運営をしていただきたいと思います。

(4) 広域自治体の議会

何度も繰り返しましたが、基礎自治体と同じように開かれた議会、住民の声を聞くと同時に、広域自治体ですから、広域課題をどのように提言をしていくか、ということは今後考えていかなければいけない。市町議会については、県民の声を聞くということだけではなくて、今後、広域的な課題をどのように設定していくかというときにも、この市町議会との連携の役割というものも今後あるだろうと思っています。

(5) 事務局体制を充実させる議会

議会、議員だけが頑張ればよいというわけではなくて、事務局がしっかりしていないといけないということですが、ここの中では専門的職員の任用、これは議会基本条例の中に書いてあったと思いますが、専門的職員の任用やNPO・大学との連携を行っていかうか、あるいは専門家の職員を特別に入れていく。特別にというのは行政職員から出向で入ってくるのだと思いますが、そういう政策法務とか議会運営のスペシャリストの人たちを人材募集して、議会事務局に入れていく。これは現実性のある話だと思います。

(6) 人格を持った議会

今日のトーンは、議員個人個人が動くということではなくて、住民の前にも議会としてかかわる。執行機関との競争をするときにも議会としてかかわっていく。それを行っていくためには議員同士が議論することが大事だということで、人格を持った議会ということを少し強調させていただいています。議会としてかかわるのですが、ただこのときに三重県議会は会派についても合意を目指すように努力するという努力規定が議会基本条例の中に入っています。合意というのはすごく大事なのですが、今後は会派を持ちながら、この合意をどのように作り出していくか。あるいは合意というと全会一致をイメージをされるかもしれませんが、政治ですから価値観が対立するわけです。その場合の少数者との合意

形成をどのようにするかというのも、恐らく今後の課題として出てくるのではないかと。これは答申の中には入れ込んでないのですが、こうしたいろんな課題が三重県議会の改革を進めていく上で出てきていると思います。

最終答申に向けて

第一次答申の一端をお話させていただきましたが、それを踏まえて、今後の課題として32ページに6つの項目が書かれていますけれど、皆さんから出されている一番聞きたいところは先送りになっているというのが正直なところだと思います。今からお話をしますが、「広域自治体議会の役割」「市町議会との交流・連携の在り方」「開かれた議会」の効果的な取組方策、「会期の見直し」によるバランスの取れた議会活動、県民に開かれた議会活動、会派・議員活動を確保するための会議の持ち方や会期等の在り方、今後すごく大事になるであろう議員間討議の充実の在り方について、会期というのは決まっていますから、その中で議論をどういう形でしていったらいいかなど5番目に考えています。そして、「議会活動、会派活動、議員活動の役割と関係の整理」となっています。これを今後、今お話をした第一次答申を踏まえた上で、今、現状はある程度わかってきていますから、かなり難しい課題に皆さんの協力に基づきながら第二次答申に向けて私たちは調査を開始していきたいと思っています。

むすび

レジュメに2つの課題と書きましたが、全国的に見てもまだまだ解明されていないことが今回の三重県議会のことを少し勉強させていただく中で表れてきています。今お話をした全体的なことはともかく、1つは広域自治体の役割という、本当に基礎自治体は県民に身近なところがあるのでしょうか、県レベルの議会の役割をどういうふうに位置付けたらいいか。これだけ頑張っても議会基本条例について26.7%と、私は愕然としているのですが、県民の方々がこれをどのように血肉化していくかを考えるために、広域自治体の役割、その議会の役割というのも、すごく大事なのではないかと。今、地域民主主義の実現ということで、全国的には首長のマニフェストを推進することが民主主義なのだと、効率的な運営がいいのだというのが声高に叫ばれています。日本は、何か中央省庁が、あるいは首長がやるのが効率的でいいのだという風潮が今までもあったかもしれません。でもようやく分権時代において地域経営を行っていくためには、そこにいるアクターである住民や県民やNPOや大学、企業や議会人が一緒になりながら、いろんな考え方をしていくという、従来とは違う民主主義に向けて、しっかりと舵をきろうと三重県議会はされていますから、それをどのように全国的なものにしていくか、そして県民のものにしていくかということも一緒に考えていきたいと思っています。

少し時間が超過してしまいましたが、第一次答申を踏まえながら、概要についてお話をさせていただきました。

三谷議長

それでは質疑応答、意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

江藤会長

なければもう少し補足してもいいですか。

先ほど皆さん、すごく頑張られているというのがあるのですが、議会基本条例は26.7%しか知りませんよという、これも知っていただきたいのですが、もう1つ、議会改革の評価ということについて、県民の方は51.5%は三重県議会の議会改革について評価しているという話をさせていただいています。これはおそらくアンケート用紙の中でこういう活動をしていますということが分かるので若干高く出ていると思うのです。もっと詳しいことは、URLをクリックすると改革の内容が分かるということもありますが、それでも51.5%一応ありました。普通はもう少し低いのだと思いますが、三重県議会の議員の方々が議会改革について評価をしているのは、先ほどから言いましたように78.1%です。そうすると、約25%の開きがあるのです。ちょっと失礼な言い方をするかもしれませんが、もともと議員の方々が自己評価をすると、通常より高く出るとというのが一般的なのですが、今回は県民のアンケートについては51.5%と若干通常より高く出ていると思うのですが、それでも県議会と約25%の開きがある。皆さんは議会改革で住民の福祉の向上につなげているのですが、それがまだ県民の中にストーンと落ちていないところをぜひ知っていただきたい。余計なことを追加させていただきました。

三谷議長

ご意見、質疑等ございますでしょうか。萩原議員。

萩原議員

これまでも諮問会議の傍聴もさせていただいたり、何度か聞かせていただいていますので、基本的には随分精力的にご努力いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。大いに住民のアンケート、あるいは大学、NPO、その他市町議会や執行部、あるいは議会事務局の職員の意見を十分聞きたいと。そういう評価は私たちも非常に関心が高いという思いがしています。

この間、最後のところで出てきた議員報酬、政務調査などで、一例として出されている費用弁償の支給に含まれている公務雑費が適切なかどうか。全国の自治体議会で廃止が相次いでいる事項についても検討していくことが求められると。これは率直に無くしたほうがいいのかというご意見だったのかどうか。これは岩名委員がおっしゃっていただいたようですので、聞いておきたいと思います。

江藤会長

議会事務局からの率直な意見というのは、今まで議員の方々からそういうお話を伺っていて、ぜひやりたいところですが、今回の職員アンケートの中に議会事務局の職員の方も入っています。それだけ出すといろいろまずいのではないだろうか、基本的にわからないような形で、今回落としていたということがありますので、考えたいと思います。

費用弁償については、これはまだ結論が出ていないので今後議論しようと検討事項にしている程度です。恐らくこういう議論のときには、議員とは何ぞやとか、議員活動とは何かという議論をしないと、これはストーンと落ちない。ただ、議員の身分について、全国都道府県議会議長会では「公選職」という定義をされていると思いますが、こういう議論を踏まえて、身分の位置付けとか、議員活動とは何でそのための費用はどのような形で入るかという全体的な議論の中で解き明かしていかなければならないと思っていますので、今の費用弁償等について、これだけ直ぐにというふうにはいかないものですから、今後検討させていただきたいと思っています。

舟橋議員

議会基本条例の認知度が 26%で、先生が愕然とされたというお話がありましたけれど、ある面では、県民の皆さんが県にどんな条例があるかということは、そんなに認知はないと思うのです。我々が議会基本条例がありますとPRするのに血眼になるよりも、今回ご指摘のある議会改革をしたことによって、県民の福祉にいかにか寄与できたかということをおPRし、それを評価に結び付けるほうが私は大事だろうと思うのですが、やはり議会基本条例の存在というのを県民の皆さんに知っていただく努力は必要なのでしょうか。

江藤会長

議会基本条例を作りましたよというだけでは、「だから何？」と言われるだけだと思いますので、私も今、舟橋議員と同じように、この議会基本条例を作ったというふうには議会が変わったとか、議会の広報活動をされたほうがいいと思いますし、同時に議会基本条例をつくられて議会改革をやることによって、住民の福祉がどれだけ向上したかということをお住民にアピールする。県民のほうも議会が本当に力を持っていたら、行政ではなくて議会のほうの情報を得ようと思します。だいたい権力のところに必ず人は関心を持つわけですから、今のところは、ここのデータも出ていますけれど、何か困ったら行政のほうに頼みに行くというふうになっているわけです。そういうことではなくて、議会のほうに行っていて、しっかりとしたルールを作ってもらおうという形での議会改革の実際の運用をされることによって、県民が関心を持っていくという、今、言われたことについて賛成です。ただ結果として議会基本条例の認知度が約 27%しかないというのは、まだまだ議会活動について、権力という言い方をしましたけれど、議会が変われば地域が変わるのだというふうにお県民の方々には思っていないことの 1 つの証だということでお出させていただきました。

中川議員

今日は貴重なお話を聞かせていただきましてありがとうございました。

議会の側が政策決定、監視・評価、政策立案に意向が強いというところと、NPO、大学、シンクタンクに意見聴取をする中で、私はNPO、大学、シンクタンクというのは非常に意識の高い方々、議会改革とか地方分権とかを含めて高い方々だと思っているのですが、そういった方々が2のところでは戦略計画の議決対象化について、議会による計画の決定を懸念するという声があったということ、県民意見の十分な反映を求めるということは、県民の意見を十分に反映せずに、議会だけで計画の決定をすることには懸念を持っているという評価が出てきたのかなと思っています。全体的な方向性としては、戦略計画等、また総合計画等の議決の対象化をしていくというのは流れかと思うわけですが、NPO、大学、シンクタンクからこういう声が出てきていることに対しての先生のお考えなり、ご見解を伺わせていただければと思います。

江藤会長

これについて私も回答が来たときに、どういう意味でということをお前の第4回の諮問会議のときにも少し議論したところですが、取り立てて戦略計画の議決対象化についてだめだと言っているわけではなくて、今、議員が言われたように、住民とのちゃんとした意見交換を行わずに、住民の民意を反映しないでこういうことをやったら危惧があるというようなことがヒアリングの中で出てきているということですので、これを全てダメだと言っているわけではなくて、さらに県民との交流を深める。そしてNPOやさまざまな団体の声を聞きながら議会改革を進めてくれというようなことですので、全く何もやっていないから議会はだめだというわけではないということを一言、言っておきたいと思います。

中川議員

県民の意見、県民の意思を代弁するかたちで、こういう方向性というのはあるけれど、独善的になった場合は、それはしっかりと考えていかなければいけない。さらにはこういった第3機関(NPO等)が監視をしていくことも重要だというふうに捉えてもいいということですか。

江藤会長

NPOが議会をチェックするとかいう文脈で出てきている話ではなくて、NPOとか大学とか、いろんな意見を議会が取り入れてくれよという文脈で出てきているのです。もっと通常の議会というのは、皆さんが住民の意向をしっかり受け取っているのだということ、活動されているその自信はいいのですけれど、多くの県民の方はまだまだ県民の声が議会の中に反映されていないという評価の中で議論が出ているということです。さらに県民との交流を深める、NPOや大学との交流を深めながら政策立案をぜひやってくれという

ころだと思えます。逆に言えば、もしやっていなかったら、今言われたように議会の独善的な動きはだめだということの1つの評価だと考えていい。基本的に全部だめだとか、第3機関が議会をチェックするのだという文脈ではないということです。

中川議員

本当にそういった意味では、県民の声を代弁し、その立場に立ってこういったことも大事かなと思うわけですが、市町議会からも県議会の議会改革に対する認識で二代表制を意識した知事との権力争いでしかないと言われるというのは、何か寂しい思いをしてしまったという感想を持ちながら、そう言われぬように、これから頑張っていきたいと決意をさせていただきました。

真弓議員

開かれた議会の効果的な取組方策ということで、この3年間、広聴広報委員もさせてもらっているのですが、例えば議会だよりというのを作っていて、それを配っている奥さんから「何これ、何が書いてあるの」と、けちょんけちょんに言われておまして、そこらへんの努力不足があるのかなと思うのですけれど、翻って言うと、議会の質問事項とか全部の意見を広報には入れなければいけないので、何が議会としてまとまって言っているのかわからないような広報活動にならざるを得ないというジレンマを感じています。出前講座なんかでも、伊賀市は議員が手分けをして地域に行って議会の話をされているということですが、そこでの反省も極端に言うと全部の話をしなければいけないので、ありきたりの話になってしまう。私個人としては、二代表制であるならば、知事部局との一番ずれの大きいところを議会は大事にしながら広報活動をしていく必要があると思うのですけれど、そこらへん今までの三重県議会の広聴広報活動について、この提言の中では具体的にどう考えてみえるのか教えていただければと思います。

江藤会長

議会だよりの具体的な中身について、私たちは検討をしていなかったことについて、正直、今反省しているところです。今後の広報活動の中で、議会だよりの中身についても私たちは県民感覚から見ていかなければならないと思いました。どういう提言をしているかですが、ほとんどの方は議会だよりを読んで議会の情報を得ているという結果が出ています。11ページには、議会情報の入手方法ということと、今後の希望の入手方法について出ています。県議会だよりの割合が既に半数を超えていて、ホームページについては、今後の意向を入れて13%になりますから、実際に使っているのは数ポイントしかありません。そういう意味では、今の広報活動にとって議会だよりというのは、すごく大事だと思っています。議会だよりという情報提供の仕方ですが、今お話を伺って、それこそ全体的なことを出さなければいけないということと、それなりのメリハリをつけなくてはいいな

い。このジレンマをどうするかということだと思いますけれど、難しいですね。議会としてはさまつだと思われることも大事になるかもしれないので、それはそれなりに情報提供していかなければならないだろうし、ただその議会と行政との違いをクローズアップする、メリハリをつけるというのもわからなくはないなということなので、難しいことからすると、いくつかのパターンに分けても構わないかもしれないというのが私の最終的な結論です。議会だよりは、このメリハリをつけたものを出して、必要だったらこういう項目については別立ての情報提供も考えてもいいかと思っています。ぜひ今後の研究と課されるときに、議会だよりについて言うと、皆さんは編集アドバイザーを設けられているのですから、いろんな意見を聞かれているのだと思うのです。けれど、情報量は違うでしょうが、町村議会の議会だよりのほうがよっぽど読みやすいですね。毎年、コンクールがありまして第1位、第2位の議会だよりを読むと私もうきうきしてしまうようなものが載っていて、県議会だよりを読むと愕然とするというより読みたくないというのが正直なところでして、正確に伝えるということも大事なのでしょうけれど、メリハリをつけて読みやすく、相手のことを考えるということの悩みも重々わかりました。その辺の議会だよりの分析なども、そんな能力はないとは思いますがやりたいと思っています。

三谷議長

時間もまいりましたので、今日はこのあたりにさせていただきたいと思います。江藤会長、本当にご丁寧なご説明ありがとうございました。これで研修会を終了いたします。ご苦労様でございました。